

土砂災害特別警戒区域の指定解除について

1 概要

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、土砂災害の防止に関する工事の実施や開発行為に関連する対策工事により、安全性が高まり、区域指定の事由がなくなつたと認められる場合に、土砂災害防止法の規定に基づき、指定を解除します。

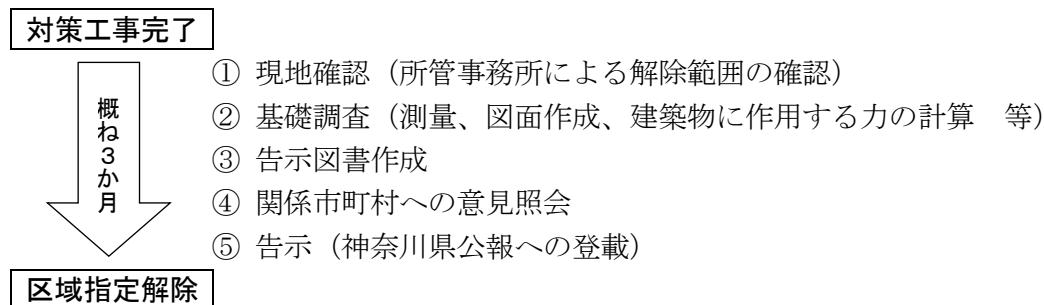
指定解除にあたっては、その区域等について、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いた上で、関係図書を公示することによって、その効力が生ずることになります。

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定解除も概ね同様の手続となります。

2 指定解除の流れ

指定を解除するためには、当該区域において土砂災害を防止するための対策工事を完了する必要がある、対策工事には主に次の①②二つのパターンがあります。

- ① 土砂災害防止法に基づく特定開発行為の完了
- ② 要望者による対策工事の完了（対策工事の計画段階で所管事務所に相談ください。）



3 相談窓口

土砂災害警戒区域等の指定解除をご希望の場合は、区域を所管する土木事務所等の窓口にご相談ください。

所管事務所	担当課	電話番号	所管区域
横須賀土木事務所	許認可指導課	046-853-8800	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚土木事務所	許認可指導課	0463-22-2711	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢土木事務所	許認可指導課	0466-26-2111	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市
厚木土木事務所	許認可指導課	046-223-1711	厚木市、愛川町、清川村
東部センター	許認可指導課	0467-79-2800	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
津久井治水センター	許認可指導課	042-784-1111	相模原市
県西土木事務所	許認可指導課	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町
小田原土木センター	許認可指導課	0465-34-4141	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜川崎治水事務所	許認可指導課	045-411-2500	横浜市
川崎治水センター	管理課許認可指導班	044-932-7211	川崎市